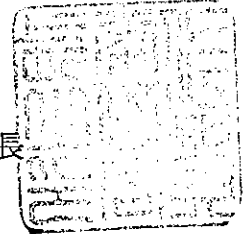




佐労発基0823第1号
平成30年8月23日

建設業労働災害防止協会 佐賀県支部長 殿

佐賀労働局長



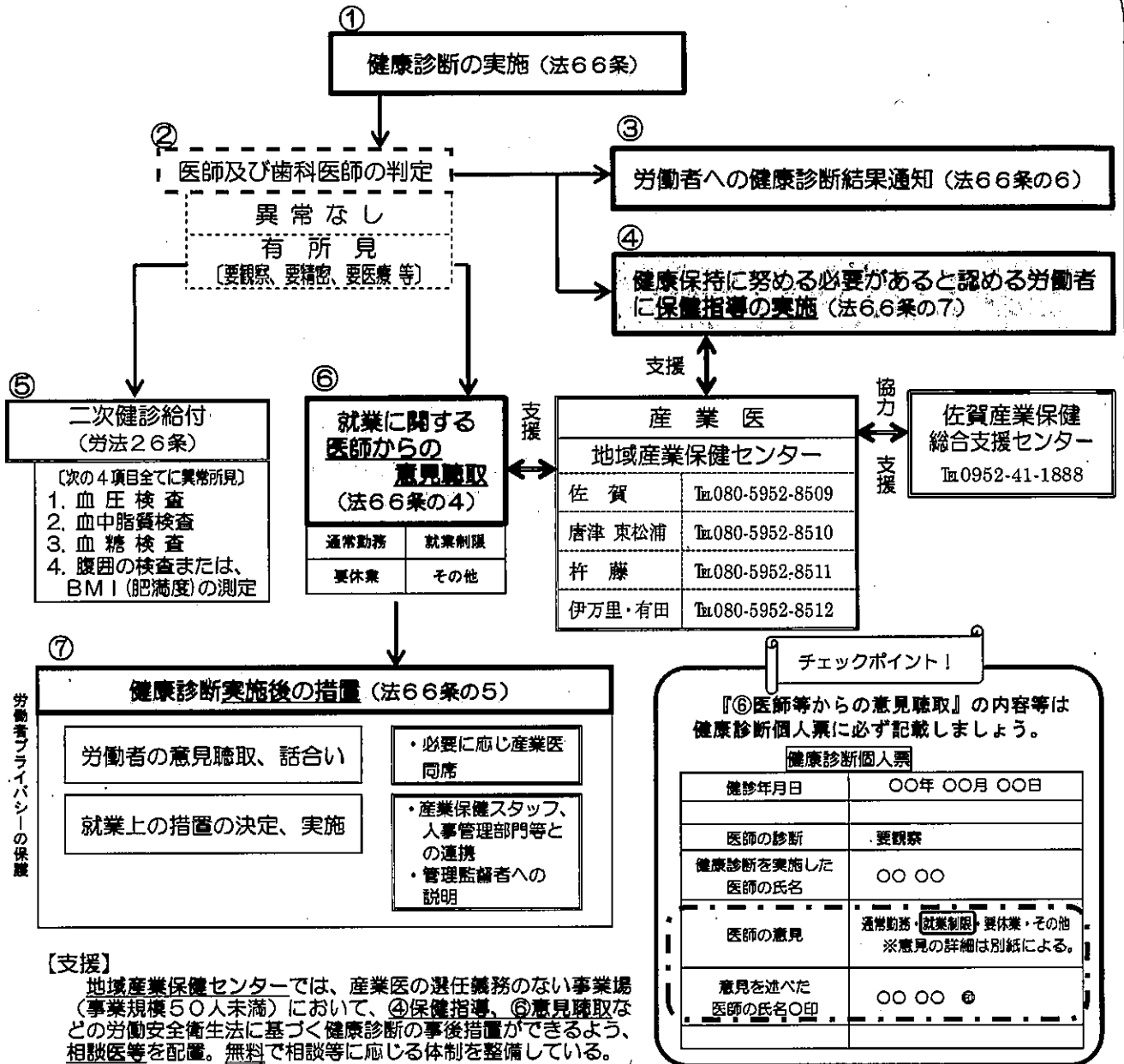
「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

安全衛生行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づく定期健康診断等については、統計調査の結果等をみると、小規模事業場においては実施率がいまだ低調であり、また、健康診断の結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施率が非常に低調であること等を踏まえ、法に基づく健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底するため、平成25年度より全国労働衛生週間準備月間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

つきましては、その趣旨を御理解の上、事業場の健康診断と健康診断実施後の事後措置等が適切に行われるよう、会員等に対する周知啓発について、特段の御配慮をお願いいたします。

働く人の健康管理 《定期健康診断の実施後の措置等》



※1. [] 枠は事業者の講ずべき事項 ※2. 『法』は労働安全衛生法 ※3. 『労法』は労働者災害補償保険法

〔 内容の説明 〕

番号	内容
①	事業者は、常時使用する労働者に対し、雇入れ時、一般定期のほか、有害業務ごとなどに医師及び歯科医師による健康診断を実施する。
②	健診診断の結果について、診断区分（異常なし、要観察、要精密、要医療等）に関する医師及び歯科医師の判定を受ける。
③	事業者は、健康診断の結果（判定結果を含む）を、遅滞なく労働者に通知する。
④	事業者は、健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うよう努める。
⑤	健康診断の結果「血圧検査」「血中脂質検査」「血糖検査」「腹囲の検査または、BMI（肥満度）の測定」の4項目全てに異常の所見と判定された労働者が、二次健診を受診した場合は、二次健診給付を受けることができる。
⑥	事業者は、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に限る）に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置（通常勤務、就業制限、要休業等の就業区分及び作業環境管理・作業管理）について医師等の意見を聴く。
⑦	事業者は、⑥の意見を勧業し必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、労働時間の短縮等の措置を講じるほか、作業環境測定の実施、施設・設備の設置、整備等の措置を講じる。 なお、就業上の措置を決定する場合には、予め当該労働者の意見を聴き、十分話し合いその労働者の了解が得られるよう努める。また、就業上の措置の実施に当たっては、産業保健スタッフ、労務管理部門と連携するとともに、プライバシーに配慮しつつ、当該労働者の管理監督者に対し、就業上の措置の目的、内容等について説明を行う。

二次健康診断等給付を受けて脳・心臓疾患を予防しましょう！

～ 脳・心臓疾患（脳内出血・くも膜下出血・心筋梗塞など）を未然に防ぐために ～

近年、定期健康診断による有所見率は年々増加するなど、健康に問題を抱える労働者が増加傾向にあります。このような状況の中で、業務によるストレスや過重な負荷により、脳血管疾患及び心臓疾患等（以下「脳・心臓疾患」といいます。）を発症し、死亡又は障害状態に至ったとして労災認定される件数も増加傾向にあります。

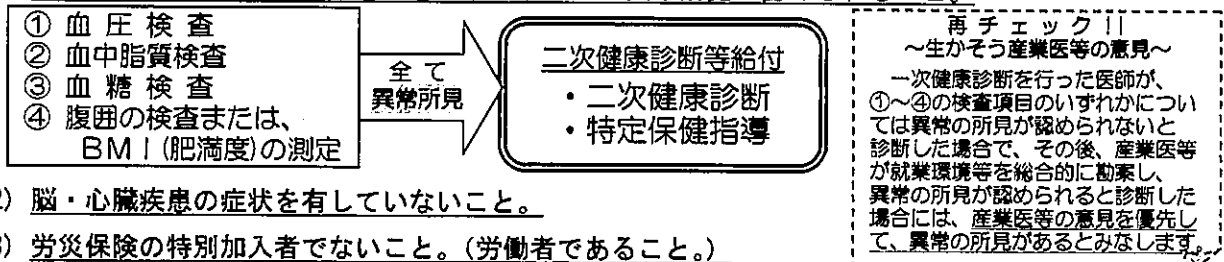
このような脳・心臓疾患の発症は、本人やその家族はもちろん、企業にとっても重大な問題であり、社会的にも「過労死」等として大きな問題となっています。

一方で、脳・心臓疾患については、発症前の段階における予防が効果的であるとされています。

二次健康診断等給付は、直近の定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患を発症する危険性が高いと判断された方々に対して、「脳血管及び心臓の状態を把握するための二次健康診断」及び「脳・心臓疾患の発症の予防を図るための医師等による特定保健指導」を受診者の負担なく受けることができる制度です。

1 二次健康診断等給付の支給基準

(1) 一次健康診断の結果、次の①～④の項目すべてに異常所見が認められること。



(2) 脳・心臓疾患の症状を有していないこと。

(3) 労災保険の特別加入者でないこと。（労働者であること。）

(4) 二次健康診断等給付の請求（申込み）が一次健康診断受診日から3ヶ月以内であること。

(5) 当該年度内に二次健康診断等給付を受けていないこと。

2 二次健康診断等給付の内容 3万円程度の内容です。

(1) 二次健康診断 (脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査) ① 空腹時血中脂質検査 ② 空腹時血糖値検査 ③ ヘモグロビンA _{1c} （エ-ワンツー）検査 ④ 負荷心電図検査または胸部超音波検査 ⑤ 頸部超音波検査 ⑥ 微量アルブミン尿検査	(2) 特定保健指導 (脳・心臓疾患の発症を予防するため、医師又は保健師の面接により行う保健指導) ① 栄養指導（適切なカロリーの摂取等、食生活上の指針を示す指導） ② 運動指導（必要な運動の指針を示す指導） ③ 生活指導（飲酒、喫煙、睡眠等の生活習慣に関する指導）
---	--

3 二次健康診断等の受診・給付請求の方法及び留意事項

(1) 二次健康診断等給付をご希望の方は、事前に二次健康診断等を実施する医療機関へ電話等で受診申込みのうえ、受診の際に必要な事項に記名押印した二次健康診断等給付請求書（様式第16号の10の2）と一次健康診断結果（写）を医療機関へ提出し受診してください。

二次健康診断等を実施する医療機関（「二次健康診断等給付医療機関」といいます。）の一覧と二次健康診断等給付請求書（様式第16号の10の2）は佐賀労働局のホームページから取得できます。【佐賀労働局ホームページアドレス <http://saga-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>】

(2) 事業主の措置として、二次健康診断等給付を受けた労働者から二次健康診断の結果を証明する書面が提出された場合には、労働安全衛生法に基づき、医師等の意見を聴取し、就業上の措置（深夜業の回数の減少、労働時間の短縮、作業の転換など。）を講じる義務があります。

※ ご不明な点がございましたら佐賀労働局 労災補償課（Tel0952-32-7193）までお尋ねください。